

等を實役馬生産部門から分化、峻別せしむるに至つた。しかし、競馬制度の種馬選擇への機能は、かくの如くして、始めて發揮せられてゐる。その支出する賞金たるや、種馬の管理方法、幼駒の育成管理、調教方法の一大改善を齎らし、種馬の素質の改善向上を將來せしめ、フランス馬産の一般水準を引き上げたことは既に述べた。

フランスの障碍競馬の機能は、種馬の選擇たる方面に於いて、満足すべき效果を挙げてゐないが、漸次に平場を走れる馬の第二次的なる職場と化しつゝあること、これは本來實役馬たる障碍馬を眞の意味に於いてつくる所以に非ざること、固定障碍競馬の本質は、成熟せる馬を俟つて、その馬産一般水準をテストする意味に於いて施行せらるゝものであること、此の意味に於いて驕馬の出走を認め、之を鍛錬せる狀態に置くこと、種馬選擇の爲の機能は平地競走を以て十分且つ圓滿に成績を挙げてゐるのは、ヨーロッパに於けるサラブレッドの歴史が之を證明すること、障碍競走施行の實況眞の意味の障碍馬は育成方法の改善に俟つものであること。本章に於いては大體以上に挙げたる事項を說いたつもりである。

#### 第四節 障碍競馬の施行機關

前述したやうにフランスのハードル競走と Steeple chases は何れも競馬場で行はれる。障碍競走獎勵

協會の規則に準據して施行される。元來この種の競走については政府の補助金があつたのであるが、今日では協會の基礎も確實となり、協會自身の費用で施行されてゐる。

障碍競走獎勵協會、スポーツ獎勵協會及スポーツ協會は、各自己の競馬場に於いて此の種競走に對して賞金を支出し、地方の競馬場にも多大の補助金を與へてゐる。速歩競馬の施行統制機關たる半血種改良獎勵協會も同様の政策を採つてゐる。之は既述の如くであつて、馬政篇第三章第三節第八部競馬會を参照あらう。尙又地方都市、縣、個人も亦或る程度に於いて障碍競走の豫算に援助を與へてゐる。

### 第五章 佛、獨に於ける速歩競走の實施に 關する諸問題

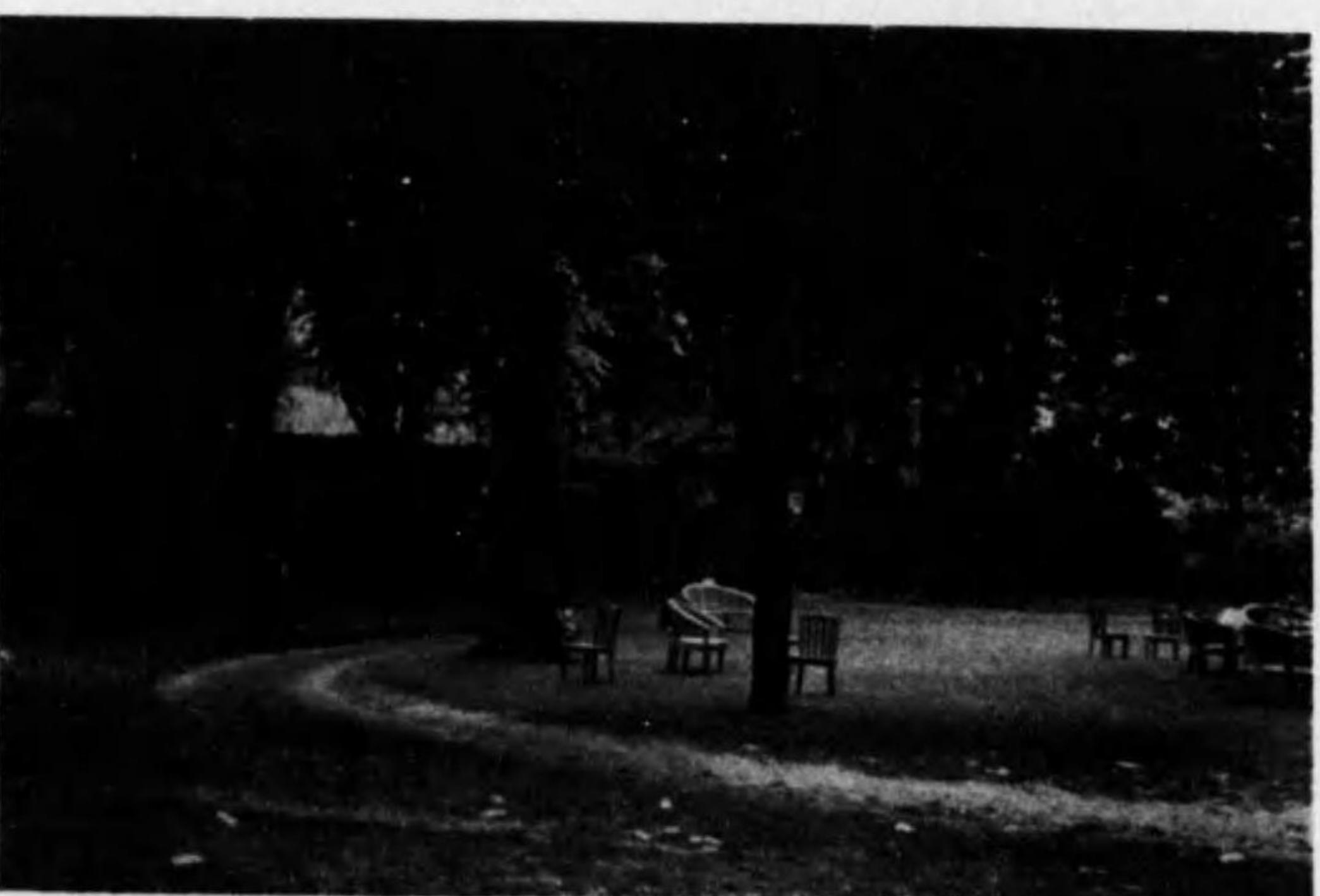
#### 第一節 概 説

速歩競走の意義、速歩競走のフランスに於けるアングロノルマン成立との關係、速歩競走のフランス馬

第四十一圖 パレード・リンク風景



(イ) 英國ギヤットウキック競馬場のパレード・リンク これを撮つたのは六月のアスコットの後であつた。チエスナットの杜がこむもり茂る木間を次のレースに出る馬が逍遙してゐる。



(ロ) パリ・ロンシャン競馬場のパレード・リンク フランスのサファブレッドは温順だ。柵もない人混みのなかを牽馬される。五月のギニーミーティングの時に撮れるもの。鈴懸が鮮やかな新緑をみせてゐた。

二八二

産に及ぼしたる影響並に之に關聯したる問題は、第一卷第二篇第二章に於いて既に之に觸れた。速歩競馬の統制施行機關たる佛國、半血種改良獎勵協會の成立及びその功績についても既に之を説いた。此處に取扱はむとするのは、主として速歩競馬の實施に關聯して、平地、障礙競馬と異なるその速歩と云ふ特殊なる性質の因り生ずる個々の事項についてである。最初に速歩競走の統制施行機關について述べやう。

曾つて、英國に速歩競馬の施行をみた時代がある。ロンドンより程遠からぬ近郊 Notholt ノットルで、今はボニーの競馬場となつてゐるところであるが、それは創設後餘り長い年月を経ずして廢滅した。その後に此の競馬場はボニー競馬場として新設の近代風の建物と新しいシステムに依る競馬の施行方法の実施によつて更生し、大衆の間に人氣を博してゐる。わたくしは、此の速歩競馬の廢滅に歸した原因を、英國の競馬統制機關の當局者の一人より聞き、更に新生したるボニー競馬躍進の状況を目の當りに觀察し、その施行當局者に面して、所感を叩き、速歩競馬の運命について、感慨を新にしたることを、今に、泌みぐと想起するのである。

Notholt の速歩競馬が廢滅に歸したのは、スポーツとして、當時、英國人の好みに投じなかつたと云ふのではない。主な原因として挙げられるのは、スポーツとしての成立要件に缺ける點が根本的に存在してゐたことだとされる。スポーツとして、最も必要な要件は Fair Play である。これはひとり、競走に參加する馬主、調教師、騎手のみでなく、スポーツを實施するに要する経費の支出者たる

観衆に對しても、然かあらねばならぬとされる。スポーツの統制施行機關は、そのスポーツに參加する者及び觀衆の信用を受くるに値ひするものたるを要する。

英國の競馬の統制施行機關たるジョツキークラブが、英國の競馬を、英國のサラブレッド蕃殖事業をリードする權威者たることは、ヨーロッパ各國に依つて、齊しく、承認せられた事實である。

競馬を開催するには、單に直接競走に關係する事項のみを擧げても、頗る複雜した準備を要する。競馬場の設計及び建設、觀覽席の建設、競走馬蕃殖牧場及び調教厩舎の維持、競馬の開催に必要な管理上の準備及び之等に要する際限のないと思はれる程の費用等のみでも、相當に難問題である。

競馬事業は、此の意味から丈けでも、他より離れて存在し得るものでない。競馬の統制施行は、他よりの協力的効力なくしては存在し得ないのである。競馬の統制は、權力のみを以てしては可能でない。眞面目なるスポーツマンたる馬主、調教師、騎手が進むで、スポーツマンとして、之に協力する。そして競馬を支持し、競馬のスポーツたる所以及び競馬の眞の機能たる優種の選擇淘汰たる職分を十分に發揮せしむることが、根本的に必要となつてくる。而して、統制施行機關として、その職分を行ふことに最も必要なことは、フェア・プレイであると英國の統制機關の一人は明言する。

英國のジョツキー俱樂部の傳統的信念は、英國のスポーツ精神の標言として云ひ舊るされたものであるが、此のフェア・プレイの精神に存すると云つて、敢えて過言でない。資格に缺ける馬主、調教師、騎

手を偏重し之を統制せずに、競走の実施にフェーエ・ブレイを要求せずに放置すれば、観衆に對してフェーエ・ブレイでなくなるのである。Notbok の速歩競馬が廢滅に歸したる眞の原因は、その施行機關がフェーエ・ブレイの精神に缺けたることに在ると云はれる。

英國の政治制度批判によく引用される言葉に "live and let live, policy" と云ふのがある。これこそ、フェーエ・ブレイの反対の意味を最もよく表現したものだと云はれる。その意味は「人も生かし、自分も生きやう」と云ふのである。之を競馬について翻譯してみると、よい意味でならば何等支障のないものであるが、不正競走があつても、之を放置する。手厳しく、之を審問する等のことを行はず、不公平な馬主、調教師、騎手等の利益を損ぜず之を生かして行く。fair play を要求し、それが競走に實現せられざるときは、直ちに發動し、眞因を探求し、その實現に努力する。此の手段を統制機關として、採ることなく事態をその推移に放置し、不間に附するか、或ひは之を看過する。

ノソーレトの速歩競馬が、ロンドン市民の間に、信用を喪失し、スポーツとして顧みられなくなつたのには、前述した政策が主として關係するとされるのである。

かうした政策の結果はと云へば、言を俟たず明瞭であらう。競馬を明朗なるスポーツとして自己の好むところに従ひ、自己の生産馬を以て自ら競走に出場する Owner-driver は、競馬場にその姿をみせなくなつた。生産者であり馬主である人々は、眞の Sportman として競走馬の改良、競馬の施行に明朗な雰囲

氣を與へ、競走そのものに眞の使命を發揮せしめ、競馬の柱石として最も必要な人々である。かうした馬主の去れる後には何が残つたか、競馬をビジネスと考へる、しかも悪い意味でのビジネスとして投機の對象物の利益としての意味以外は何物も認めないものゝみとなつた。騎手、調教師についても多言を要しない。平地競走の調教師、騎手とは、技倅の點は、姑く措き、素質のよからざるものゝみが多數を占むる状況である。かくして醸成された雰圍氣の裡に、育てられる若い騎手の柔らかな若芽のやうな心情に何が植え付けられるかは想像するに難くないと思ふ。競走實施の上にフェーエ・ブレイの發揮を必要とする青少年騎手に競馬の公正を毒すべき恐ろしい危険が胚胎した。調教師と騎手は本來分離すべきものであるが、當時の速歩競馬に在りては、賞金額は寡く、調教に要する費用を償ふに足らず、馬主としては、調教師と騎手の分離に伴つて嵩む費用の負擔は經濟的に重きにすぎ、實施は不可能であつた。

かくして、速歩競馬は墮落の一路を辿り、急速に破局への運命に幕進した。此の如くして生じたる叫びは、速歩競馬は紳士の關與すべき Sport ではないと云ふ聲だと云はれる。競馬の支持者たる會員及び觀衆は、競馬場の芝生に再び姿を現はさずになつた。殘れる者は職業的賭事者とツクメークである。

當時の制度に在りては、競馬場賭事法に依る勝馬投票券賣得金に對する控除率の規定に依る收入がなく入場料收入に依つてのみ、開催費、維持費を支出した競馬俱樂部にとつては、入場者の激減と云ふ現象に對しては、策の施しやうがない。施行機關として "live and let live" 政策の謬れるに氣付き fair play

の原則に基き、競馬の信用回復に努めむとしたが時機は既に遅く、遂に没落の悲運に遭つたのである。それがあらぬか、ノソールトの舊競馬場に再生したボニー競馬は、観覧席の新設備、豊富なる賞金、完備した厩舎、廣大なる調教場等の設備のみならず、競走のフェア・プレイを厳格にすべく、從來のオナラブル・チューワード honourable steward の代りに、有給のスタイルン・ダイヤリ・スチュアードを以てした。此等の政策就中スタイルン・ダイアリ・スチュアードの制度はその成功の主たる原因を爲すものだと云はれる。競走の施行監視は、公正に行はれ、馬のフォームは、精細に、點検せらるゝに至つた。今日走らずして明日奇勝を博すると云ふやうな前後矛盾するフォームを示す馬に對しては、専門家たるスタイルン・ダイヤリ・スチュアードに於いて十分に審訊する。このことは、馬主、騎手、一般ファンよりも信用を博した。

此處にノソールトの速歩競馬と、ボニー競馬の消長を紹介した所以は、ヨーロッパの競馬統制機關の機能の發揮を行ふに、最も必要とせらるゝものを示す爲に在る。競馬の歴史を通じて競馬の統制機關として馬主、騎手の層に對して、フェア・プレイでないことは、結局、競馬の施行維持に必要な費用の負擔者たる觀覽者に對する、フェア・プレイを没却する結果を見る。延ひては、競馬の休戦に關する事態をも誘致してゐる。英國に速歩競馬は、紳士の關與すべきものでないと云はれるのは、かゝる事態の發生誘致をみたるに由る。速歩競馬それ自體にのみ非のあるとはされないのである。これが、英國に速歩競馬の

廢滅に歸したる主たる理由とされるのである。

次に、速歩競馬の統制について特に考慮すべき問題とせられてゐるのは、速歩競馬それ自體に内在する平地障礙の競馬と性質を異にする特異なるものに基づくものである。之を獨、佛の競馬について觀られるものを擧げると次の如くである。

#### 馬主の問題

調教師、騎手の問題（見習騎手養成）

速歩の歩法の問題（競走の監視）

競走實施方法と馬場の構築

競走路離と速歩馬調教の問題

### 第二節 馬主の問題

速歩競馬の起原は、獨、佛何れも平地競走より遅れてゐるが、現在獨、佛を通じて共通に觀察される問題は、速歩競馬の馬主と平地競走の馬主との間には共通性が甚少なことである。特に之は、獨逸に著しく觀られる現象である。これは、馬主丈のことではなく、生産者に於いても分岐してゐる。

此の點を明瞭に云ふと、平地競走は、上流階級のスポーツであり、速歩競走は中間以下の階級の競走である。フランスに於ける此の相違は、その構成機關に於ける傾向をみると、幾分緩和されてゐるが、やはり、此の分化傾向は否めない事實である。世界大戦前に於ける情勢をみると、此の傾向は、更に明瞭となる。平地競走の馬主を擧げると、貴族、大地主、大實業家、貴族出身の將校等富裕な階級によつて占められてゐた。戦後各國家の財政上の疲弊、經濟界の情勢變動の爲に、舊き貴族階級の没落、大地主階級の没落等により、馬主の傾向に幾分の變更があるにはあるが、競馬に傳統的な平地競走の上流階級のスポーツたる事實は、依然として、質に於いて變更はあつても、表面その舊態を維持してゐる。

之に反し、速歩競走を構成する馬主は、新興中小實業家例へば肉類商、食糧品商、パン製造者等が多いと云はれる。佛、獨に於ける當局者の發表するところに依ると、構成馬主の如何によつて、競馬はその意味に於いて性質が異つて來る。速歩競馬に在りては、馬主にして眞にスポーツと考へて、參加してゐるものは少數であり、利益を得、金を儲けるひとつの手段と考へてゐる。これは眞面目なる馬主としてよいと考へられるが、甚だしきに至つては賭博の一體と考へるもののが相當に存する。競走の公正を棄す危險分子は、此のうちに在る。しかも、大馬主に多いと述べてゐる。

速歩競走の統制機關の問題として、苦心の存する點は此處に在る。平地競走と分離統制を必要とする所以も此處に存する。かゝる情勢の誘致せられたる原因のひとつは、速歩馬の値段が、サラブレットに比較的多く、柱石 Pillar stone と稱せらるゝ者は此の如き人々である。速歩競馬が崩壊の危険より救はるゝ所以とされてゐる。統制機關として競馬の公正について世人の認識を喚ぶは此のことである。

次に調教師、騎手の問題について一般的に、概略的にふれて速歩競馬について述べる。

### 第三節 調教師及騎手の制度

(見習騎手の養成制度について)

#### 一 概 説

(調教師と騎手の分離)

調教師、騎手の制度については何よりも競馬の實情について、之を觀察することが必要とされる。佛、

獨の速歩競馬に於ける此の制度は、他の平地、障碍競走にみる如く、分離されてゐないのが特色である。その原因は、速歩競馬を構成する馬主について、指示したやうに、經濟的餘裕の有無がその主たる原因と云はれてゐる。此の制度が分離せらるゝに至らば、馬主は、調教に要する費用と騎乗料との二者を負担しなければならない。當局者に於いては兩制度の分離即ち調教師は、預託馬の調教に専念し、騎手は競走騎乗に専念する。これは、技術的に云つても必要と考へる。尙又競走の施行に當り、一般的に云ふと、兩制度が分離してあれば、兩者の利害は相反する場合がないとも限らぬ。騎手としては、全力を盡くして競走に勝を得て收入を得なければならぬ。預託料を受くる調教師とは其間に事情を異にするものがある。兩制度の分離は是非共必要と考へるが、負擔に堪ふる餘裕の寡なき馬主の比較的多數である速歩競馬の現状に於いては、早速に斷行し難き事情があると統制機關に於ては述べてゐる。

このことの外に、速歩競馬に於いて、調教師、騎手が制度的に分化せざる原因が他に存する。それは、平地、障碍競走に於ける如く、負擔重量が、速歩競走に在りては、銳敏に考慮のうちに加へられてゐないからである。フランスに在りては、繫駕競走については、重量が不間であり、獨逸に於いては、七五匁と云ふ高度の重量で一定されてゐるからである。此の故に、比較的身體の成熟期に達し、重量が重化するも普通人の標準重量の者であれば、競走に出場し得る譯である。調教師と雖も競走に出場し得る。

ヨーロッパ各國に於いて騎手の競走騎乗料金の三拾圓、五十圓と云ふ高額の規定が競馬施行規程中に存

するのは、免許騎手の技倆が例外的に優秀の故と云ふこともあるが、寧ろ競走馬の負擔重量、特にハンデイキヤツプ競走の最低重量の低度なる事實、その他一般競走に於いても最高六〇匁を越ゆる競走の比較的小少なる事實の故に、騎乗能力がありとするも、所定の重量にて騎乗し得るもののが例外的に少數なる事實に主たる理由が存すると云はれてゐる。端的に云へば、需要に對する供給の不足と云ふ經濟方則に支配される結果に過ぎないのである。最低重量は、曾つて英國に於いて引き上げられたが、之を更に引き上げるならば、之に反比例して騎乗料金は低下すると云はれる。

然るに、速歩競馬に在りては、負擔重量に關する限り、平地競走に比較すると、殆んど制限なしと極言しても、支障のない實情に在ると云ひ得るのである。現實に、調教師と騎手の兩者を嚴密に分化し、相互に獨立なるものたらしめない客觀的事情の一つは、かくの如き速歩競馬それ自身に内在する特性によつて構成される。又佛、獨に於ける速歩競馬の施行の上に、一沫の暗影を投する所以の一とされる。

此の二者が制度的に分離せざることの結果が、競走のフェアなるべき施行の上に直接に及ぼし、又は及ぼすべき影響は以上の如くであるとし、次にわたくしは、競馬の將來の構成の上に最も重量な機構の一を形成すべき見習騎手の養成、訓育の上に如何なる影響を與へてゐるかを、順序として述べなければならぬ。その前に、調教師、見習騎手がヨーロッパの競馬に於いて、此の如き事業の内部に占むる性質と職能について、極く一般的に述べて置く心算である。

## 二 調 教 師

### イ 調教師及見習騎手の性質

調教師は、之を大別するならば、二つに岐れる。パブリック・トレーナー Public Trainer とプライベート・トレーナー Private trainer である。プライヴェート・トレーナーは、大馬主の厩舎に在りて一定の給料を受けて競走馬の調教に従事するものであつて、厩舎管理、維持、競走馬の育成、調教等厩舎それ自體の經營に屬することには、費用は一切之を負擔しない。パブリック・トレーナーに在りては、之に反し、特定の一人の馬主の馬と云ふ限定を受くることなく、一定の調教、育成費 Training Fee と引換へに、多數人の馬の調教を受け、厩舎の經營管理は、之を自己の計算に於いて爲す者を指す。競走馬に関する育成調教に要する費用は、凡て自ら支辨する。調教中に發生した疾病、故障に對する費用も、不可抗力によるものに非ざる限り、自己の手で負擔するのである。即ち、獨立したる企業者であつて、他に隸属する者でない。調教師の性質は五、六人乃至十人の狹まい顧客關係（馬主）と技術に於ける熟練の重要性を必要とする關係から、徒弟の數と見習期間について、狹隘にして嚴密な制限を作り出していく。又競馬施

行機關の政策から云つても、競走馬が、少數の大厩舎を經營する大企業家たる調教師の間に、分配せられるよりも、小厩舎が分立し、對立することの方が望ましいのである。

競走馬の調教と云ふ生産過程に關する限り、その内部に於ける分業と云ふ事實は、未だ發生してゐない随つて、又調教師の持つ特殊なる育成、調教に關する技術と熟練が、競走馬の育成、調教と云ふ過程に於いて、決定的なる重要性が認められる。

調教師と云ふ仕事は、一定のシステムに依るべきものでなく、個別的な競走馬を、個別的にそのテムペラメント、コンディションを判断し、その個性に適應する育成、運動を與へる意味に於いて、調教師の持つ技術と熟練は決定的な重要性を持つのである。その限りに於いて、競走馬の調教と云ふ企業は、特殊なる形態を持つ非機械的な、非合理的なものであると云つてよいとされる。如何程馬の衛生的、生理的科學が發達しても、システム化せられ得ない要素が殘留する。而して調教の顧客たる註文主即ち競走馬を委託する馬主の數も、その調教師の手工業的な技術の熟練と云ふ非合理的な、非機械的な特性によつて、範囲が狭められてゐる。このやうに、狹まい顧客關係と技術に於ける特殊なる熟練の重要性と云ふことは、見習徒弟たる見習騎手やその見習期間について、狹隘にして嚴密なる制限を作り出していくのである。

元來英、獨、佛に於ける厳格なギルト的な競走馬の調教と云ふ職業の下に於いては、徒弟たる見習騎手は、自己の自由と云ふものを持たないが、諸他の自由な賃銀労働者の様に、その職業に止まる、例へば

厩舎夫の如く、永久に厩舎夫に止まると云ふことはない。見習徒弟は、一定の期間後には「騎手」たり得るものである。尠くとも、天分と技術に於ける習熟があれば、騎手となり得る可能性のあるものである。賃銀は與へられないが、親方たる調教師と同じ家に生活し、同じ食卓につくことの能きるものである。見習期間は、技術の習得、人間性の陶冶と共に騎手になる練習期間であつて、此處には、労務に對する報酬と云ふ意味での賃銀がなく、室と賄と衣服が與へられる。

かうした親方たる調教師と徒弟たる見習騎手の關係に在つては、家族制度の下に發生する家父長的の關係が發生する。この關係は、親方たる調教師に二重の權力を與へてゐる。即ち一面に於いては、弟子の全生活に直接にして、深い影響を與へると云ふ事實、それから、この家父長的關係が、同じ親方たる調教師の下に働く徒弟達を、他の親方の徒弟達に對抗して結合させる。かうした關係によつて、調教師と弟子たる見習徒弟が結びつくのである。

競走馬の調教と云ふ特殊なる産業に於ける調教師と見習徒弟の性質を略述すると、ヨーロッパ各國では大體以上の如きものである。競馬の歴史、傳統が舊るい英國に在りては、前述した關係が即ち中世のギルド的な封建的家長的關係が殆んど純粹の姿で保たれてゐるとすら思はしめるものがある。封建的な、牧歌的な關係の反面に於いて、舊るい手工業的形態が多分に調教師と見習徒弟の間に存在する。競走馬の調教と云ふことが、科學的に發展し又は管理、育成方法の進歩と云ふ事實に依つて、内容的には、變化を受

けても、その形態には、依然として、舊いものを持つてゐるのである。

## ニ

端的に云ふならば、固定と停滯の社會の形態を多分に保持するとも云ひ得るのである。現在の英國の調教師を分類してみると、その系統的に、幾つかの *Training Family* と云ふ世襲的な家族的集團となる。勿論、之には新に成立した調教師のことも加へなければならないが、これとても、その成立を系統的にみると、前述の集團の一部に加へられることはないのである。職業調教師の多くは、その職業及び英國の競馬機構の内部に於いて、その特權を世襲的且つ不割譲的に父祖より繼承してゐる。而して父祖より傳へ來たれる且つ若いときから傳統的職業のために養成せられ來た熟練をも繼承してゐるのである。

之を要するに、競走馬の調教と云ふ仕事は、現代に於いては、極めて珍らしい形態に屬する特殊産業である。そして、之を形態的、類型的に定義づけるならば、むしろ小手工業の部類に屬するものと云ふことが能きやう。之に要する資本は如何なる程度のものかと云へば、相當に巨額に達する場合もあるが、平均して他の商業資本に依る産業部門に見受ける如きものでないと云へる。

その種類を擧げてみやう。先づ、英國の例をとつてみやう。獨逸、フランス共に左程に根本的な相違がないものとみてよい。第一に厩舎である。之はバラツクでなく、本格的に、競走馬の衛生、健康に留意し

て永久的建築物たることを要する。價格は、調教場の存在の場所、厩舎のボツクスの數、面積の廣狭によつて一定でないが、厩舎ボツクス數三十とすれば、最低五千磅とみて差支へない。それから自己の邸宅之も、馬主を迎へる相當の設備を要する。最低二千磅乃至三千磅とみてよいであらう。不動産としては先づこの程度のものが必要である。厩舎も歴史的に價値あるものとなると、權利金がついてゐるので、前述の額を超ゆることは云ふ迄もない。

厩舎によると、厩舎設備の外に軽るい乗運動の實施を行ふことを得る程度の *Paddock* のついたものであれば、更に高額を要する。ともあれ、ヨーロッパに於いて調教師の免狀の交附を、競馬の統制機關より受くるには、その外的條件として、前述の資本設備を必要とする。このやうな厩舎が、調教の爲に競馬統制機關によつて特別に設けられた調教場を中心として散在する。競馬施行機關としては、その競馬場に競走當日を中心として、略一週間位登録馬の入厩を許す三百頭程度を收容するに足る大厩舎を所有するが、前述した範囲を超えて滞在を許さない。その理由は、他なし、維持管理費の負擔、調教場の設備を競馬場内に有せざること、多數馬を同一構内に收容することは、馬の健康、衛生にもよろしからずとみるからである。

それ故に、調教師たらむとするものは、前述したる最低額の資本の所有者たることが必要とせらるゝ。技術優秀者と雖も、直ちに調教師たり得ない制約が此處にも見出される。

又調教師と云ふ職業に要求せらるゝ特殊の技術と、その熟練性の故に、この種小經營を脅やかす機械化或ひは大規模の大量的生産と云ふ傾向が發生しない。若し、調教師の成立が、前述した事情の拘束を離れて、極めて、容易に、簡単に、行はれるものであれば、現在のヨーロッパの競馬に共通に觀られるギルド的拘束は、競馬統制機關の意思より、獨立して放棄せられ、利潤の爲の自由なる競走が、厩舎經營の支配的原理となり、親方たる調教師と徒弟たる見習騎手とつなぐ關係を破壊するに至る。そして調教の全般的レヴエルの低下が出現する。小經營の利潤の爲の大規模化、徒弟の増加等のことも亦家長的關係を切離す。隨つて、親方たる調教師は、その限りに於いて、利潤獲得者と化し、徒弟たる見習騎手は、近代的貨銀労働者化するに至る。かゝる情勢を招く、その結果たるや、容易に之を豫見するを得るであらう。

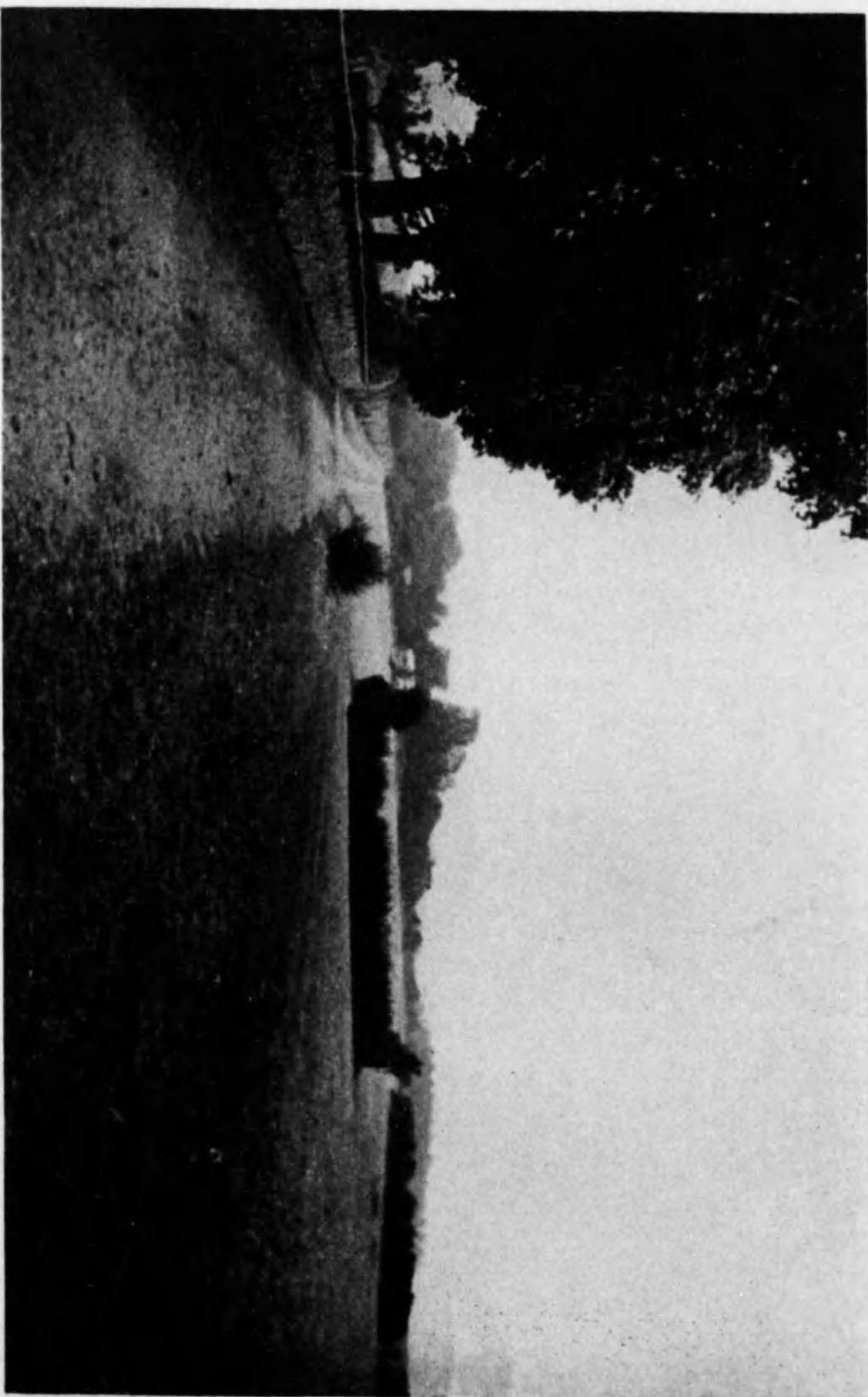
#### ■ 調教師と競馬の健全性（見習騎手の調育）

近代ヨーロッパに於いて競馬機構上に於ける調教師制度は、調教師の職業に内在する特殊的性質、即ちその有する封建的家長的關係及び調教と云ふ非機械的、非合理的なる技術の熟練性とを肯定し、その上に見習騎手及騎手の制度を建設せむとするものである。而して此の制度の競馬機構の上に持つ健全性は、

懸りて調教師と云ふひとつの全體的なギルド的色彩を有する社會の健全性の存在に在るや言を俟たずして明瞭である。競馬統制機關に於いて採用する政策の重點は、此點に在る。英國の如く、調教師社會として完成したるものに在りては、統制機關は、此の制度を崩壊せしむべき内部的原因の排除に努むるに止め極めて保守的な態度を持つてゐる。即ち、見習騎手の異動、競走馬厩舎の異動に關して監督することが主なことである。即ち見習契約、競走馬の預託に關し、公正ならざる競争を防止するに在る、フランスの統制機關の態度も略同じとみてよい。統制機關としては、調教師社會を構成する要素を確實にその機能を發揮せしめむとする。之を内より崩壊せしむべき見習騎手の任意なる異動、競走馬の委託者たる馬主の自由なる意思に依る馬の異動を放任せむか、調教師と云ふ特殊社會を條件づくるその前述した構成要因は、内部より崩れ去るに至る。之を、一般的に労働法制上より觀るも、ナチ以前の獨逸や瑞西には、徒弟の保護及取締に關して詳細な規定を設け、例へば徒弟には契約期間の中途にして去る場合には、損害賠償の義務を課し、親方たる雇主には業務教習の義務を課してゐる。

現に此種制度に關し、調教師、騎手制度の未分離の故に、調教師社會の健全性を、十分に期待し得ざる獨逸の速歩競馬に在りては、周密な根本的對策を必要とする狀態に在ると云へる。

第四十二圖 英國ニユーマーケットの調教場（1）



左端の樹のうちがジョッキークラブの厩舎である。圖は朝の morning work が競走當日に行はれるところ。

第四十三圖　英國ニューマーケットの調教場（2）



(イ) ベリー・ヒルのタントラック 夏になるとトレーニング・グラウンドが乾いて岩の如くなる。この場合にはタントラックが用ひられる。



(ロ) 緩傾斜の調教場 直線一哩半の緩斜地よく朝のハーフ・スピードギャロップに使用される。

二

調教師の重要性は、若駒を育成し、調教すると云ふ技術の外に、他のこの種特殊の手工業とは異り、競馬と云ふスポーツを舞臺として、活躍する男性的な公正にして明朗なる精神が要求せらるゝを以て、ただに徒弟たる見習騎手に對し、業務教習としての競走馬の管理方法、騎乗技術の習得と云ふ技術的教習を課することに止まらず、激烈な競走に勝たむとする旺盛な何物をも破らずんば已まないと云ふ強い精神力と正を履むで、堂々と競走を行ふと云ふジョッキシップ *Jockeyship* を體得せしむることが、絶對的に必要となる。(註一)

ジョッキシップの體得者にあらざるものは、如何程技術が秀れてゐても、競走に於いて事故を誘發し或ひは不正行爲が行はるゝ媒體となることがあり、一時は華やかなる生活をみることがあつても、圓満に終りを完ふせざるものが多い。スポーツにアマチュアリズムの精神を説くものが多い。競馬の騎手を以てアマチュアリズムを缺いた職業スポーツ者とみるとは當たらない。職業者は報酬を得るが故に、業としてそのスポーツに専念する。アマチュアに要求せられない烈しい訓練をも行はれるのである。アマチュアには堪え得られない厳格な鍛錬を課せられる。かくして鐵の如き強靱なる身體と公正な、凡ゆる困難をも堪え忍ぶスポーツに於ける精神も養はれて行く。かくして養成された身心を具有する騎手は、職業者とアマチュア

1との間に何等の遜色もないのである。(註二) 職業者には技術の習得に於いても、アマチュアに對する如き、寛容性が與へられない。往年の尚武の民たるスパルタ人のその子弟に對する訓練が、如何に強固にして不撓の身心を完成せしめたか、之はアマチュアの心に欲する儘に行ふ Sport とは比較にならないものである。職業スポーツ者の鍛錬は之に同じく、これより烈しいものがある。

註一 凡そ競馬の構成上何が重要かと云へば、競馬の輕種、輕輻用の馬の改良原種たるサラブレッドの蕃殖獎勵が、各國の制度乃至狀況に於いて、競馬以外の方法を以て、之を達成する方法なしとされる。血統がよく、父母の競馬歴が如何に優秀のものと雖も、その競走馬の生涯の運命は、調教師が如何に之を管理育成し、調教するかに依つて決定されると云つても過言でない。調教師の仕事は、此の如き蕃殖素材を鍛錬し、完成する此の意味に於いて馬政と深い緊密なる關係を持つ。調教師の素質、調教師の技術、調教師社會の健全性の如何に依り、輕種馬乃至輕輻馬に關する限り、一國の馬事の盛衰、競馬の發達がその大部分に於いて左右される。

註二 往年英、佛に於いては、調教師、騎手に關して、一般的に(Gentleman Trainer, Gentleman Rider)の稱呼を用ひて、一般世襲的職業者と區別したものであるが、此の區別は、現在、名目に於いても實質に於いても存在してゐない。

Gentleman Rider の爲に控室をも區別したものであるが、之を撤廢せられ、Amateur Rider(職業騎手に非ざるアマチュア騎手)は licenced Jockey(職業騎手)控室に同居する。競走の實施についても、對抗意識を持つことは全くないと云はれる。

### 三

要するに、調教師は前述した意味に於ける厳格な訓練者でなければならぬ。その有する封建的家長的關係は、此の如き鍛錬訓育を、その徒弟たる見習者に對して一層よく實施するを、可能ならしめるのである。一方には、鐵の如き冷厳な訓練者たると同時に、家長として暖かき慈心をもつて見習者を哺育する。

英、佛、獨に於ける平地競走の調教師は、前述したやうに、厩舎の外に住宅を持ち、厩舎より離れたところに住むのである。大調教場を中心として各所に厩舎が散在し、調教師の多くは、厩舎より程遠からぬところに相當な住宅を持ち、中流階級以上の生活をしてゐる。生活も中流者以上で健全な階級の者が多い。見習徒弟のうち見込のあるものは、自己の家庭に置く。見習者と起居を共にする。徒弟には、惡習に染ましめざるやう秩序ある規則たてる生活を送らせる。朝は四時に起床し夜は多く九時に就寝する。

然るに、獨逸の速歩競馬に在りては、調教師は、殆んど例外なく競馬場構内に自己の厩舎を持つ、見習の子供は、その厩舎に厩舎頭と共にすむ。調教師自身騎手であり同時に調教師たるものが多く、業務も繁忙であり、留守にすることが多く、子供の監督は十分に行かず、訓育に於いても自ずと缺けるところが生じてくる。自分で騎乗する。留守に子供によからぬことを教へ込まれる危険性が多分にある。

平地競走に於いては、調教師は、騎乗しない。下手な技倅者を競走に乗せない爲に子供を真剣に教育す

る。家庭的に教育するから悪いことをしない。獨逸の速歩競馬の統制機關當局者の一人は、かくの如く、調教師の騎手を兼務することより生ずる制度上の缺陷を説いてゐる。

競馬場が、都市に近接して調教場たることを兼ねてゐると、金を儲けることに汲々としてゐる Tipster が、常に競馬場に出入し、見習者を毒することが常習的に行はれる。調教師は、監視の眼をゆるめる譯には行かないものである。調教師と騎手の分離せざることの不可なる所以の最も痛切に響くのは、見習者の調育の上に在ると云つても過言でない實情に在るとされる。此の點に關し、統制機關として行ふべき處置は獨逸に在りては、見習者調育の任にある調教師の責任をより重く規定するに在ると云はれてゐるが、調教師自らの責任の自覺が最も必要であらうと思はれる。兎に角、調教師が立派な階級としてギルド的組織を成してゐるところに在つては、此の施設について遺憾の點が殆んどないか、比較的に少ないのである。英國のジョツキークラブが調教師の免狀交附について要求する資格として、トレーニングする技倆の所有者であること及び品性のよきものと云つてゐるのは、此點を指すのである。

#### 四

見習騎手を養成する調教師の資格として、抽象的に云へば前述のやうであるが、之を具體的に表現すると、獨逸の舊速歩競馬施行規程より擧げてみると、

- 一 満二十五歳以上なること。第一が年齢に關する制限である。此制限が必要とみられる。
- 二 私法上公權の停止又は剝奪を受けざること。
- 三 調教師免狀の交附を受けたること。
- 四 競馬場に於いて一年を超ゆる期間騎乗の停止又は失格の處分を受けたことなきこと。
- 五 少くとも四頭の速歩馬を現に調教中なること。
- 六 調教馬四頭毎に厩夫一名を雇入ること。

これが成文にかいた資格の要求としては、最小の標準を示したるものと云へる。此の外に、平地競走に在りては成文にかかる不動産の所有、傳統的、世襲的承繼が殆ど不文の法規となつてゐる。尙、競馬施行機關の責任としては、廣大なる手入れのよく行届いた調教場の設備である。馬の調教と云ふ立場よりは無論のこと、見習徒弟の鍛錬と云ふ點より云ふも必須な存在である。十分なる訓練を與へるには、又精神教育より云ふも、廣大なグラウンドは、馬にも見習徒弟の心理にも好い影響を與へる。雜路の巷より遠くはなれた調教場の存在こそ、馬にも人間にもリクリエーションを與へるものでなければならぬ。見習徒弟を悪い影響より救ふ效果の顯著にあるものと云はれる。

かくして調教師の制度は成立する。調教師制度の他の半面を示すものは、彼等が傳統的に育てられた馬を愛し、競馬にスポーツとして熱中する心理である。彼等は馬と語る。愛人に對する如き親愛の情を馬に

示す。調教に於いては、馬に疲勞、苦痛を堪へ忍ぶ習慣を與へると共に、その先天的に馬を愛する心理は必然的に競馬に於ける旺盛なる闘志となつて現はれてくる。所有主に於いても、かくしてこそ、安んじて調教師に託し得るのである。調教が苛酷でなく、又見習者に對しても、馬の弱き柔らかな口を虐使して馬を攻める如きことをせしめず、馬に信頼の念を起さしむる教育を施すのである。馬を愛するものこそ、馬の心理を洞察し、馬の個性、コンディションに適應した合理的なる調教を施すことを得るのである。

#### 八 獨逸速歩競走に於ける見習騎手制度

次にわたくしは、現にドイツ速歩騎馬に於いて、考察せられてゐる見習騎手の訓育に關する諸問題を述べてみやう。

一時にとり得る見習騎手の最大限 業務教導を完全ならしむる爲には、雇入るゝ見習騎手の數を制限しなければならぬ。之は調教師會の意見を徵し三名と定めてゐる。

見習騎手の採用 騎手の志望者は相當に多い。その採用に當つては體格、騎手の生活、教育、その周圍、學校について調べる。

騎手の教育の程度で道徳意識の有無が判かる。成る可く、家庭のよきもの、教育のよきものをとる。勤めも英國に於ける如く最初の三週間を假契約となす如き方法をとる。騎手としての適當性をその品性、社

會性、家庭によつて判断する方法をとる。

(一) 見習契約 契約は統制機關所定の書面契約たることを要する。契約内容としては、契約締結者相互義務ならびに権利、契約變更の場合の賠償、勞務時間に關する規定を記載すべきことを規定する。見習期間は少くとも四年と云ふ制限が設けられてゐる。契約書には雇主、見習者の法定代理人及見習者として署名せしめる。そして之を確保する。その一通は監督機關たる機關に送附することゝ定められてある。統制機關に於いては、之を認可し、見習者監督機關に於いて保存する。

(二) 見習契約の解除又は變更 何等かの理由で雇主たる調教師との見習契約が解除された場合には、その見習騎手は前雇主及び法定代理人の書面に依る許諾を得て、新なる見習契約を締結することができ一通り。此の場合には見習騎手の終了した見習期間は前項四年と云ふ見習期間に算入される。そしてその更改契約が締結された時には、直ちに統制機關に届出をなしその認可を申請しなければならぬ。

雇主から服務上の瑕破 Mangel an Beschäftigung に基づいて契約の解除を爲すときは、任意に之を行ふことなく、豫め最高機關の同意を経ることを要する。此の場合には解除を受けた見習騎手は、統制機關より指定する調教師に就いて服務する義務を負ふ。一時に取り得る法定見習騎手の數は三名となつてゐるが、此の場合に指定を受けた調教師の許に服務中の見習者が法定員數に達してゐるときは、之を法定員數に加へないことになつてゐる。

これと異なる理由原因から契約当事者的一方に契約解除の希望があつたときには、直ちにその旨を最高機關に届出づることを要する。最高機關は此の場合には特殊の仲裁判断手續に附して決定する。この仲裁判断機關は、同數の馬主及び騎手に最高機關の任命する委員長一名を以て構成する。この仲裁判断手續の決定前に見習契約の解除を行つた雇主又は見習騎手は、最高機關に於いて之を處分する。但し民法に定むる事由に依り解除を行つた場合は此の規定を適用しない。

見習者は任意に自己の意思を以て見習を中止することを得ない。この場合には必ず最高機關及び法定代理人の許可を得ることを要する。若し此の規定に違反し、何等正當の理由なく又雇主の承諾なしに契約の解除を行つたときには、九月間他の新なる厩舎に赴き服務することを得ないこととなつてゐる。

これ等の規定は契約を中心とする見習者、及び調教師の義務を規定したものである。統制機關は委員會を設けて見習契約の履行を監視する。柏林に於いては、統制機關自身の手に依り、その他の地方に在りては各州の競馬會を通じて委員會を任命する。各州、各區で任命された委員に責任を負はしめ、その人々の報告によつて統制機關に於いて處分を決定する。訓育がわるければ、その人の責任とする程度迄委員に責任を負はしめる。又統制機關の代表者は強力なる權威を以て之に當たる。大體に於ける實施狀況よりみると、規程は骨子を定むるに止まり、俱樂部に責任を負はしめる方針である。

### (三) 業務講習

業務講習は、その内容に關しては、目下の所何等の成文規定がない。

此處に注意を要するのは統制機關と競馬施行機關との關係であるが、獨逸の競馬法制に在りては、統制機關の構成には、政府委員が加はつてゐる。統制機關の競馬施行規程は、農林省に於いて構成、成文化したるものと云ふてよい。第一條に馬主については出馬登録の申込を爲すに依り、調教師は免狀交付の申請を爲すに依り、凡て競馬施行規程に定むること、競馬の維持經營に關し、最高機關の定むる凡ての規定に従ふ旨を述べてゐる。この意味の誓約書を提出してゐる。競馬會と雖もその認可には此の規定に據る旨が條件となつてゐるのである。それ故に、かうした事項の實施については統制機關の競馬施行規程の改正に依つて行つてゐる。

### (三) 業務講習

見習騎手の養成に關する統制機關の方針は、その理論的養成を擔當する者の任命を行ひ、理論的教育は之を最高機關に於いて負擔する。業務に直接關係ある實地の仕事は雇主たる調教師に負擔せしむる。競走騎乗に關する教育は、實戰即ち古武者たる先輩騎者に立ち交りて競走に參加するを以て最良の教育と考へてゐる。駕法は之を雇主たる調教師に於いて十分に教へ込む。競走に關する呼吸や策戦は、實地に苦しい経験を經て始めて體得する。烈しいテストを経ない柔軟な精神も、實戰の経験によつて不拔の闘志と競走道德を會得するに至る。わたくしが滯歐二年餘の競馬研究に於いて、常に検量室に隣接する騎手室に於いて見聞したことは、競走のフェアな施行に必要な *horsemanship* の缺如

から若い見習騎手が先輩騎手から叱責せらるゝことである。無意識に他者の進路に入つてくる。前後も顧慮せず、馬をカーブでふくれさせ、或ひは技倆未熟から遠廻りして他を妨害する。かうした事例は、限りなく見聞してゐる。實際の競走の経験によつて正されるの外はないのである。

それ故に、業務講習に於いて強調される主眼點は、競走道徳を訓へ込む、不正な競走の競馬を滅亡に至らすべき所以をよくよく自得せしめ、騎手自身の道徳意識を昂めしめ、正を履むで如何なる誘惑をも斥け、堂々と勝負を決する稟乎たる *Jockeyship*<sup>ジョッキーシップ</sup> 精神を若い見習者の心情に叩き込むことを以て第一とする。

講習は毎年冬期に開催される。通例十二月、一月、二月、三月が多い。學問教育にも限度があり、厩舎の仕事が能きなくなる程度までは行はれない。講習年限は二年と云ふことになつてゐるが、現在の状態では短かきに失する虞れがあり、四年に延長される計畫がある。

科目は前述したる如く *Jockeyship*<sup>ジョッキーシップ</sup> の注入を以て主とするが故に、端的に云はば、成人教育と云つてよいと思はれる。一般常識として簡単な經濟學、政治學、銀行事務、自分の會計勘定の持方を教へる。騎手となり調教師となるにはかうした實務の扱方も必要とされる。

一年一回春季に牧場に行き馬の育成状態に關する知識を與へることも行はれてゐる。馬の取扱方に關する知識も與へる。人醫のことに關しても簡単な外傷の治療に關する知識も與へる。

馬の解剖の如きも實例について之を教へてゐる。一般的競馬に關する教育としては、競馬施行規程をよく教へ込む。先づ讀ましめて然る後に質問せしむる。教師は子供の心理をよく知れる人である。之は現時最高機關の書記長が擔當してゐる。他の教科書を用ふる學科の如きも、凡て此の式である。

(四) 試験 講習が修了すれば試験が行はれる。試験の計畫は、最高機關の監督の下に立案される。試験委員會も見習騎手監督委員會を以て充てるのが普通である。

試験に及第したる者には、卒業證明書を交付する。講習時間、各講習科目の成績、全體の受験成績が之に記載される。教師、見習騎手、その決定代理人、統制機關の委員長に於いて之に署名する。此の試験に及第して始めて見習騎手免狀交附申請資格が與へられる。見習騎手免狀が交付されると競走に出席するが能きる。

試験に落第した場合には、如何なる課目の成績が不良であつたか、及び次の試験に出頭すべき旨が通告される。二十二歳迄に試験に及第しない見習者は見習騎手免狀申請資格が永久になくなる。又三度受験して失敗したときは、雇主たる調教師から見習契約の解除を行ふことができる。試験委員會の決定は投票に依る。可否同數なるときは統制機關委員長の決するところに依る。

見習騎手免狀の申請は、雇主たる調教師より之を行ふことを要する。試験及第後四週日内にその申請が爲されなかつた場合には見習騎手自身で之を申請することができる。

(五) 統制機關の調教師に對する表彰 見習者をよく教育し、試験でよい成績を擧げ競走で勝利を占めると統制機關としてはその調教師を表彰する。見習期間内に四勝すると三百馬克を與へると云ふことになつてゐる。結果もよいとみうける。フランスでも同趣意のことが行はれる。

之を要するに獨逸の統制機關の方針は、現状に於ける調教師、騎手制度の分化を、競馬の現在に於いて、その構成要素たる馬主の經濟、俱樂部としての財政收入に基き、賞金増額を行ひ得ざる實情に基き、早急に行ひ得ざるものありとして、調教師階級強化を一方に於いて圖ると共に、見習者の養成については、その理論方面を負擔すると共に訓育義務の履行を監視する政策をとつてゐるのである。同時に優秀見習者の異動に關しては一定の制限を設け、調教師社會内部に於いて争奪の弊を防止する方針である。又調教師が見習者の養成を熱心に行ふのは、見習期間中に、之を騎手として完成せしめ容易に之を自己の厩舎の馬に騎乗せしむるに在る。英、佛の平地競馬に於いても同一である。見習期間中は賞金に依る收入は凡て調教師に屬する。見習期間終了後に之を騎者として使用するには競馬施行規程に定むる料金を支拂ふを要する。早期に見習期間内に養成に努むる所以とされる。

### 三 騎 手 及 駕 夫

#### 一

前述の如くして養成された見習騎手は、見習期間修了後に於いては、見習騎手たる特權がなくなる。競走に於いて騎乗するには、騎手たる免狀の交付を受けなければならぬ。騎手として獨立するには之を雇入る者の存在が前提要件であらねばならぬ。若し雇入者の皆無なる場合又は極めて少なき場合には、騎手として獨立なる生活を營み得ないこととなる。英、佛に於いても騎手免狀の交付に當り、何人の馬に乗るやを最初に訊ねるは此の意味である。そして手續としては調教師から申請する、調教師に於いて不十分と認めた場合には勿論のこと免狀の交付がない譯である。實情について云ふと、騎手たらむとするものは、見習騎手でなければならぬ。その見習期間中に實戦に參加する。見習騎手のみを以てするものもある。かくして競馬場に於いて、云はば、騎手としての能力試験を、馬主、調教師、しかも競馬統制機關の面前に於いて施行する。その技倆ジョツキツプの優劣の判断は馬に對する能力試験に同様に行はれる。調教師一人のよしと判断すも、他の大部分が否とすれば、職業が得られない筈である。しかも、騎乗者としてのbalance の良否、馬に對する感覺の銳敏なりや否やは、馬に對するよりも、よりよく判断せられ得る筈である。わたくしが英國に最初にわたりジョツキー・クラブを訪問し、騎手の免許のことに話題がふれたる

際に、別に騎手に對しては特別の試験を行はずとあるに依り、免許の出願があれば誰が統制機關に於いて決定するやと問ひたるに對し、Secretary に於いて決定する。君は競馬に關係して何年になるかと反問を受けた。

その意味するところは簡単である。統制機關の Secretary たるものは、此の如き決定に當り得る程に判断力がある筈である。常に全國的に競馬場を往來し、競走を觀るの機會が十分にあり、しかも、此の如き決定を行ひ得ざる程に無能者でない、人も自分の判定に服すると云ふ意味であつて、わたくしの質問は彼にとつて、奇異にひびいたのである。わたくしは、此處に於いて免許の申請に對しては、現實の見習騎手のみを以てする競走に於いて眞剣な競走そのもので、その技倆、そのジョッキー・シツプを判定するのが、最も方法として適切、且つ公平にして過誤の少なきものたることを、英國の實際を體験するに及んで、泌みぐと感じたのである。此の制度に依るときは、見習騎手がその見習期間を終る迄には、その技倆、ジョッキー・シツプの良否が、競馬社會に於いて、一般的に、社會的に、判断済となつてゐるのである。スポーツ批評家も新しい優れた見習者が出現すると必ず之を取上げて問題とする。その免許の申請迄に、良否の判断は實地に於いてテスト済となるのである。

## 三二三

ヨーロッパに於ける競馬統制機關の見習期間の見習騎手より騎手となる制度の實際は、委員會を以てする試験と云ふが如き特殊の詮衡方法に依ることなく、一般的に競馬構成要素たる各種の人々にその社會的判断に委ねると云つた方がよいと思はれる。又見習者の訓練から云ふも、此の種の見習者のみを以てする競走を設くることは、非常な效果を持つものである。又見習者に對し雇主たる調教師よりの申請があれば見習騎手免狀を交付し、一定の競走を限り、減量を與へて、古武者と戰場に馳驅せしむる制度をとつてゐる。この種制度の騎手育成に於ける效果は、既に之を説いたから省略する。

前述したるところに依り知られる如く、見習者より騎手となることは、その統制機關たる免許交付者に對する手續に於いては、煩雜さはみられない。しかし、實際問題としては、減量の特典がなくとも、古武者たる騎手と互角若くはそれ以上の成績で爭ひ得る技術と、ジョッキー・シツプの所有者でなければならぬ。然らざれば免許は得られても、騎手としての生活を送り得ないのである。調教師と騎手との分離による效果のひとつが明瞭にみえるであらう。騎手として生活するには、眞のそれに値ひするものでなければならぬ。馬主の立場より云へば、自己の持馬が異なるテムペラメントとコンフォーメーションを持つ如く、之に對して各馬に適當した騎手をえらばなければならぬ。眞に勝利を占めむとするには、一人の専属の調教師を以てどの馬をも乗ると云ふことは、不可能である。しぶい馬には腕力と脚力の強い勇敢な騎手を以て全能力を發揮せしめなければ、競走に勝を得ることが困難となる。體重の重くなれる専属騎手を以て輕

量馬に「オーヴアー・ウェイト」(over weight)で乗せることは、重量に依るハンディキャップの特權をみすみす裏ふことである。具眼の馬主に在りては、尙更自己の馬に適當なる騎手をえらぶことに注意する。力量五角の馬が殖えてくる程此の點については考慮が拂はれてくる。

競走に直接關係のあることで、人的要素が必要だとしたならば、それは、騎手に勝さるものはないのである。此の意味に於いて、騎手は、人工的に作り上げられるものでなく、生れ乍らに本能力を持つ者たるを要すると云ふのが、ヨーロッパに於ける競馬の實状を表明すると云つてよい。

固より、調教師は騎手を作り上げる (Shape and Mount) ことに努めるが、それも「自然」がその騎手に適當な素材を賦與してゐるか否かによつてある。つまり、別な表現即ち英國の競馬關係者の表現を藉りるならば、「騎手となり得る可能性のある者」Potential Jockey は、その稟質のうちに天賦のものを生れ乍らに具へてゐなければならぬ。此の「天賦」のものと云ふのは、勇氣や敢爲な氣象のみと限らない。それは、特殊の拳と腕である。その有する驚くべき拳と腕の作用に依り、は、みとたづなを通じて馬を支配しへースを整へ、全能力を競走に發揮せしむる技倆である。

それは、みとたづなを通じて馬に依頼の念を騎者に與へしめる。騎者は口にその馬を保持し、支點は置いてもその柔らかにして弱い口を決して虐待しない。は、みに抗せしめ、禦するの餘裕なく之に依頼して乗ると云ふことなく、しっかりと鞍の上に平衡を持して騎乗することを知らしめる。かくしてこそ、馬は騎

者を信頼するに至る。

次に必要なのは「均衡」Balance である。これこそ、英國に在りては競走騎乗の最大秘訣とされるものである。それは馬に負擔を感じしめない。負擔量が如何に重くとも之を輕減せしめる。鉛を鞍につけずチヨツキにつけるのは、此の謂ひである。騎乗に均衡がとれてゐれば、馬體に重量が均等に配分される。馬は四肢が緩裕にその姿勢、その歩様に於いて羈絆を受けない。頸は水平によく伸び、馬體の運動は騎乗者と完全な節調リズムを保つて進行する。かくしてこそ、騎者は馬體に均束を與へず馬體の一部たることを感覺し且つ知悉するに至る。

註一 實質的に騎手として要求されることは、競馬に關して賭事を爲さざること及び競走馬を所有せざること。  
騎手の社會は、スポーツマンの社會である。常に鐵の如き身體と不抜の開志、フェア・プレイの精神の所有者でなければならぬとされる。競馬のシーズンが始まれば、一日として安易な日がないのである。信玄袋のやうな革製のものに自己の手廻品をつめて、東から西、西から東へと競馬を逐ふて通脣をつゞける。身體をベスト・コンディションにおかなければ、今日の尖鋭化した競馬騎乗に生存し得ないのである。騎座が弛む、息切れがする、腕がなえる、ベースの速い競走になると馬に對する要求もさること乍ら、人間にも同様である。オナラブル・ラムトムトンは、競走前の喫煙は五封度の目方に相當する。自分のアマチュア・ライダーとしての経験からさうだ。曾つて若い頃、ゴールに二ファロンから相接して激しいセリ合ひを演じたとき、若し自分がレース前二週間に喫煙をやめてゐなかつたらと慄然としたことがあると、曾てわたくしに語つたことがある。

騎手は、最後の一瞬まで全努力を賭する要がある意味から云ふと當然である。競走馬を持たざること賭事を爲さざることを條件として免許される意味は説明する迄もない。ステュワードの鋭い眼は、ジョツキーのからだのコンディションをすら騎乗振りから判断する。競走に暗影ながらしむる所以である。

調教厩舎に足を踏み入れた見習者が、如上の點に於いて正しい要求に適合する動作について、天賦の稟質の存在を示し得るか否かに依つて生涯の運命の決定を受けるのである。此の稟質の缺けた見習者は、永久に厩夫としてその厩舎に服務しなければならない。輝しい騎者として、スポーツマンとして活躍する高い望みは消え去つてしまふのである。此等の者は、其うちに持つて生まれなければ眞に獲得する事の能きない本質的のものを缺いてゐるのである。見習者の教育は、此の意味に於いて、天才教育の一種である。競走騎乗と云ふ立場から云へば、騎乗者の訓育には、此の意味に於いて、一定の限界がある譯である。單に需要と供給と云ふ經濟方則に限定せられず、本質的な技術の問題に於いてもさうなのである。それ故に見習者から騎者になることは、相當に難事に屬すると云つてよい。一年に五十人の見習者があれば、そのうちから騎者と實際になるものは、一人乃至二人とみてよい。之まで説いて來た獨逸の速歩競走に在りても同様にみてよい。實際問題として、残りの見習者は如何なるかと云へば、少數者は、障礙競走専門の騎乗者となる。これは、騎乗の技術の點に於いては、何等の支障がない者であるが、重量が年と共に加重し平地競走に於いて騎乗し得なくなつた結果である。他の大半數は、厩夫となるのである。ヨーロッパに於

いて用ひられる厩夫の概念は、本邦に於いて意味するものとは少しく相違がある。

#### 四

それは、馬の飼養管理のことも心得てゐると同時に、馬の調教運動に從事するに足る騎乗技術の習得者である。その大部分は、騎者たる青雲の希望を抱いて、調教師の下に於いて四年乃至五年の修業を積むるものであるので、今日の特殊技倆を要する競走騎乗の微妙な尖銳化した標準には達しなくとも、競走馬の調教騎乗には、支障なしと認められる技術の所有者である。競走馬の調教の四分の三は厩舎内に於いて行はれる。厩夫の重要性は之を如何に力説するも過ぎると云ふことはないと競馬の當局者は、口を揃へて云つてゐるのである。最も保守的な英國の當局者に於いても、厩夫の移動に關しては、競馬施行規程に明文を以て規定する。數百年間人工的に育成されたサラブレッドは、死を恐れざる勇氣と人語を解する程の怜憐さを持つ反面には、特に競走調教中の幼駒に在りては、テムペラメントにデリケートさを多分に持つ。如何に高價な育成のよいものと雖も、惡しき厩夫の手にかかるれば、旬日のうちに害はれて回復の見込なきに至ると云はれる。厩夫の重大性の強調される所以である。調教師は優れた、厩夫を、限りなく愛惜する。むしろ預託馬以上である。秩序のある英、佛の厩舎を訪れる時、言語、應待に至る迄整然と調教師の人爲りを反映してゐる。Tipster などが暗い活躍をする餘地がないと思はれる程である。

英、佛の競走馬厩の厩夫の生活も先づ健全とみうける。報酬も他の労務者より比較的よい。フランスに於いては、調教師の受けける調教費用が幾分低いので報酬も低きを免れないが、統制機關に於いて特に厩夫の子供の學校教育に關する福利施設を講じてゐる。

厩夫頭 Head Lad と呼ばれてゐるが、その技倅、人柄より云へば、調教師の留守に後事を託すも過誤のなきものゝみである。所有者又は調教師の代理人として競走馬の遠征にも同行する。調教師の留守には、調教の實施、監督に從事する。事實、パトロンがつけば、獨立して調教師となるものもある。若い獨立した調教師は、老練なる Head Ian の協力に依つて調教厩舎の管理に當たる場合が多いのである。馬主にとつて安心して馬を託し得るのは、この點にある。かうした Head Lad は厩夫の數倍の報酬を得てゐるのである。

見習者にして騎者たり得ざりし者に對する途は、此處に拓かれてゐる。調教師ともなり得る途が、此處に在る。厩夫の仕事は、厩舎に於ける馬の管理のみでなく、前述した如く、調教騎乗を行ふ必要があるので、見習者出身のものでなければ歓迎されないのである。厩夫の目的とするのは、年と共に老熟せる経験を得て、飼育管理に多大の苦心を要するサラブレッドの管理、調教に習熟し、厩夫頭となり、調教師となることである。又老練な厩夫頭を持つ調教師はその見習者の教育を厩夫頭に委託するものが多い。委託を受けた厩夫頭は自己の家庭に於いて見習者と起居を共にし熱心に之を訓育する。

「前述したるとこに依り、調教師、騎手の分離制度は、競走馬の調教に最重要なる厩夫の資質そのものを向上せしめ引き上げる效果を齎らしてゐることを知ると思ふ。調教師、騎手制度の分離は、競馬の公正を保つ爲には、如何なる點よりみるも必要となつてゐる事情に在る。

#### 第四節 速歩の歩法の問題

佛、獨に於いて速歩の歩法として規定されるのは、正しい速歩である。側對歩や三本肢は之を嚴禁されてゐる。正しい速歩と云ふのは肉眼によつて正しい速歩 Rein Trab と判定されるものであつて、之等以外の歩法は凡て違法とされるのである。

實際問題として佛、獨に於ける速歩競走の實施状況を觀るに、その歩法は flying trot 極度に伸長された正規の速歩である。杆を一分三十秒以内で走る速い速歩である。此の速度の速歩を flying trot と呼むでゐるが、これが歩法を仕込む上から最も速やく、しかも調教し易きものとされてゐる。側對歩の調教は特殊の方法を要するが故に別問題であるとされる。

馬が駆歩に移れる場合には之を引止めさうして、本来の歩法をとらしむべしと、ドイツの速歩競馬施行

規程で規定し、フランスでは直ちに速歩をとらしめよと規定し、その間に相違ある如く見えるが、實施状況より云ふと何等の差別をも認めない。何れも之を控制し正規の歩法をとらしめる。而して此の場合に駆歩によつて他馬よりも地面に利益を得たと認められるときには失格の判定が下される。

而して之は走路の如何なる部分を問はず宣告が下される。フランスのノルマン・トロツトウルも以前に於いては高く肢を揚げて圓形に肢を捌いてゐたものであるが、膝の運動が肩の運動に代はり、水平に脚を伸ばし、純血サラブレッドのやうな脚捌きをみせ闊大な速歩に變じて來た。これが flying trot である。此の歩法で競走が施行される。蛇行するペーシング Pacing や三本肢の歩法よりは、活氣があり、ピッチのはやく出れば最もよい歩法とされる。駆歩を爲し、控制され正しい歩法に矯正される努力の費さるゝ間にも、一杆一分三十秒以内の速歩を有するトロツターは、どしどし之を追ひ抜いて幕進する。調教者は、此の flying trot の歩法を調教する。

### 第五節 競走実施の方法と馬場の構築の問題

此の問題については、速歩馬と駆歩馬場が同一にして、競走の實施上遺憾の點のなきや否やの問題がある。

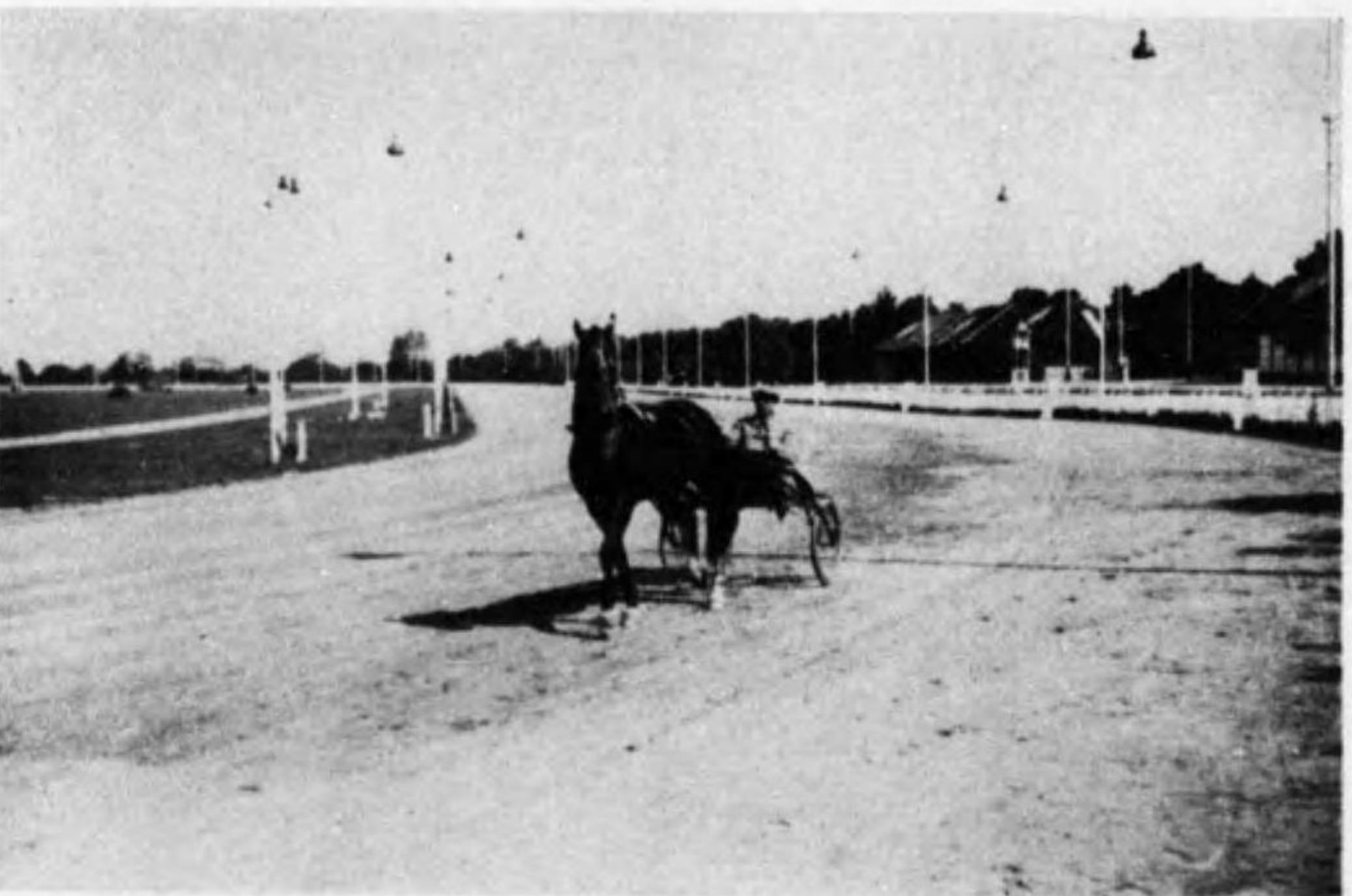
ヨーロッパの諸國において一日の競走回数を定むるに、通例六競走乃至八競走となつてゐるが、その根據を調査した際に、種々な理由が挙げられた。そのいろ／＼とあるうちに、最も強調されたのは、一日に六競走以上施行されると、その翌日に於いては、幼駒特に明け三、四歳の馬に對しては、馬場の安全の期することは、芝生の現在の管理方法から云つて、困難な事情に在る。馬主、調教の側に對し競馬施行者としてその安全を保證することができないと云ふことである。若し、歩一步蹄跡の深き速歩馬がその芝生を傷め、軽車を輓くのであれば、それが長距離に於いて行はるものとすれば、いつさう走路を傷める結果を見るであらう。特に明け三、四歳の駆歩競走馬たる幼駒に對しては戒心する要があると云つてゐる。

又本來繫駕速歩競走は、車を輓曳する關係から、砂馬場が適當だとされるのである。四肢を傷むるか否かの問題をとつても、速度の比較的緩漫なる速歩競走に在りては、砂馬場を以てするも、その虞れがすくなく、車を輓く關係上、却つて彈力ある砂馬場の方が適當だとされる。

速歩競走の馬場と駆歩競走の馬場を同一にして置くことは、如上の意味に於いてヨーロッパでは不適當とされるのである。近代に於ける競走實施のベースが矩縮された結果、それが馬に如何なる影響を與へるかについては、既に之を説いたので再説しない。只速歩競走と駆歩競走とは、別個の馬場に於いて施行せらるべきものであると云ふことが、ヨーロッパに於いて行はれると云ふに止めたい。

次に速歩競走の施行に關して考慮せらるべき問題は、馬場の一週に要する距離である。これは速歩競走

第四十四圖 伯林マリエンドルフ速歩競馬場 (1)



(イ) 砂のトラックである。一週 1,200米



(ロ) 砂トラックには時々撒水して濕りを與へて彈力ある馬場とするがよいとされる。そして毎日スパイクのついたハローで搔いてならす、硬く固まるのを樂ぐ。

三二二

の監視と關聯せしめて考慮せらるべき問題だとされる。競走の監視と云ふのは、その歩法が正規のものなりやと駆歩を行ひ他面に利益を得たるか否かである。この目的の爲には、監視員の配置が當然行はれるが、その位置が散在の形式をとるは米國式である。歐大陸に於いては集結したる方法をとり、監視員は同時にその判定者である。

實際問題として走路の審判者は、速歩競走の如き特殊の技術を要し權威あるものたるを要するものに在りては、一箇所に於いて行ふを可とされる。

その爲には一周の走路の距離は短かく、競走の監視に容易な設備たることが必要とされる。此の意味に於いてドイツでは一、二〇〇米とする。しかも、前述したるところに依り、砂馬場である。フランスのヴァンサンの速歩競馬に使用する走路は、一週二千米速歩専用のものである。これはわたくしが滯佛中改造用の道程に在つてその計畫を詳らかにするを得なかつたが、カーブの曲率を緩にし走行に便らしむる方針をとると書記長に於いて明言してゐたるを覚えてゐる。

要するに、速歩に於いては、平地競走と比較し、競走の實施せらるゝ速度の遅く、且つ緩るいので馬場の一週距離が短かくあるも、競走に於いて事故の生ずる虞がないとされる。一週一、二〇〇米の馬場に於いて一杆一分三十秒以内に行はるゝ競走の實施状況を觀るに何等の支障を觀なかつた。

而してこの短走路に於ける競走の審判状況を觀るに、走路審判は三名より構成せられ、走路の内側の廣

場の中央に組まれたる檻の上に在りて服務する。馬の歩法及び駆歩に依る失格は走路審判員の決定を以て確定とされる。而かもその判定は競走の進行中にして宣告する。高聲機に依り馬番號とその失格理由を場内に明瞭にアナウンスする。更に公衆及び競走者の見易き場所に失格馬の番號が掲示される。その審判は明瞭であり厳格で正しい。特に決勝線真近くに於いて三、四頭の馬が頸をならべてゴールを争ふ場合に在りては騎手も、馬も極度に緊張する。追はれる馬も一杯に猛烈に肢を伸長する。ゴールに於いて一步二歩ともすれば *Canter*<sup>キャンター</sup> に崩れ易い。その際に於ける走路輕審判の判定は明瞭である。競走後に於いて故障の云ひ得ない程明瞭にして瞬間的にきびくと裁決を行ふ。

馬場のカーブには、勾配を附して軽車を以てする競走の施行に遺憾ながらしめてゐる。勾配が適當に附してあれば、走路の内柵について廻らすとも、全速力を以て否全速力に近き速度を以て廻轉し得るのである。競走者としてその進路を正しく眞直に保持せしむる效果を保つ、此の意味に於いて走路のカーブには、曲率の程度に應じて適當なる勾配の附されることが必要であるとされる。十分の一内外の勾配は至極適當な標準とされる。曲率に反比例して勾配は高められる。

## 第六節 競走距離と速歩馬調教の問題

速歩競走は、云ふ迄もなく集結競走である。一日に普通施行せらるゝ競走回数は、獨逸に在りては通例十競走で二十分の間隔を以て施行される。集結競馬なるが故に、各出走馬に對する勝率は比較的均等に與へられる。フランスに在つても同様である。賞金は獨逸に在りては通例五著馬迄與へられる。

平地競走に於いても、短距離馬、中距離馬、長距離馬の區別が大體に於いて存する如く、速歩競走に在りても、此の區別がある。競走は一杆一分三十秒以内の標準を以て行はれるとみてよい。競走距離の決定に當たり最も注意すべきことは、その實施せらるゝペースの如何である。ペースにして緩なれば、長距離を施行するも、結局、スプリントの、しかも、比較的短距離に於けるスプリントの争ひとなるに至るは、フランスに於けるナボレオン時代の實例に徴して明瞭である。それでは馬の能力のテストとはならない。距離が長きに失すれば、馬の走行は緊張せず、終始ペースを以て走行せらるゝに比すれば、興趣の點より云ふも問題とならない。ペースが速やく、しかも長距離となれば、馬に對する負擔過重となるや明瞭である。

普通の分類によると、佛、獨に於ける速歩競走の距離の標準は、

長距離競走が 一、九〇〇米以上

中距離競走が 二、四〇〇米から二、六〇〇米

短距離競走が 二、一〇〇米以下、八〇〇米、一、六〇〇米

と云ふところに在る。平地競走の分類に比較すれば、中距離以上は大體に於いてさしたる相違がないとみてよい。アメリカに於いて一、六〇〇米がよく施行せらるゝに比し、短距離競走に於いては少しくアメリカより伸長されてゐるとみてよいであらう。

此の如く競走路距離を決定したる所以は、その標準ペースを考慮してのことだとされる。現在のトロットウルの走行能力を目標として考慮すれば、生産の實情、調教師の育成、調教能力から云つて妥當な歸結とされるのである。標準ペースが緩やかになれば、競走距離が如何に長くならうとも堪へ得るであらうが、此の標準ペースに於いては、登録馬を得ることが至難となると、佛、獨統制機關に於いて明言してゐるのである。此のテストの爲に、訓教せられテストを経たる馬であれば、後年實役馬として使用し、緩やかなペースで一日車を輓曳せしむるも故障を生ぜずと云つてゐる。

その標準は一杆一分三十秒内外とみてよいであらう。

此の歩法は、既に述べた如く、速歩の極度に伸長された flying trot である。馬に對する標準ペースに於ける負擔たるや、決して輕いものでない。

競走の公正を維持する上から云へば、前述の分類距離をスタートからフイニツシユ迄たるみなきペース

を以て追ひ切ることは極めて必要のことにしてゐる。スタートより前述したペースで出で、終始一貫せしむることは競走に弛緩せる部分がなくなる。又若しも馬に能力を發揮せしめされば直ちに判明する。競走に暗影なきは出走馬がペースを以て真剣に争ひ緊張せる競走を行ふに在る。ウエイティング・レース Waiting Race を行ふ馬も勿論存在する。しかし此の如き馬と雖も先頭馬に三馬身以上も隔離しては勝つ見込が先づなくなるものと考へてよい實情に在るのであつて、騎手は自己の馬の持つペースを保持せしめつゝ此の如き場合にゴールの直前に於いて先頭の馬のペースの亂れに乘じスピードを以て走行したるや否やにあることは一面の眞理である。競走にタイムを計測するの眞目的は馬の能力の判定と云ふよりも競走が眞剣にペースを以て行われたが眞剣に行はれたるや否やは此の緊張せるペースを以て走行したるや否やにあることは一面の眞理である。競走にタームを計測するの眞目的は馬の能力の判定と云ふよりも競走が眞剣にペースを以て行われたが眞剣に行はれたるや否やは此の緊張せるペースを以て走行したるや否やにあることは一面の眞理である。競馬のペースは實役馬のもつ能力スタミナに依存する、かくして競走距離の限界が生じてくるのである。競馬のペースは實役馬の用ひらるゝペースでない。實役に長距離を要求するは正しい。しかし競走の距離は前述のペースを以て行はれることよりして之を短縮するも馬のテストとしての效果は些かも減せずと佛獨に於ける當局者は明言する。わたくしの所見に於いても然りとする。又實際人間の競技に於いても短距離走者の區別ある如く馬にもこの相違がある。馬産の一般水準が長距離馬の生産に達せざる限り長距離のみを施行するは生産の實情を去ることとなる。flying trot は速歩馬の一歩の速度である。之は實役に使用せらる普通の經濟速度

度とは、比較にならぬはやい速度である。之を緩和し實役に使用せしむときは長時間の勞役に堪ゆることは獨、佛に於いて速歩競走馬を實役馬に後年使用したる際に於いて経験の事實である。速歩能力のテストとしては前述したる距離を以て十分と獨、佛の速歩競馬統制機關に於いては思惟してゐる。

而して競走の實際問題として、此の如きペースをスタート直後より發揮せしむる爲には、二つの事柄を考慮することが必要となつてくるのである。

一は競走前のウォーミング・アップ一は發馬方法の問題である。即ち競走前に十分ウォーミング・アップを行ひ、ベスト・コンディションを得せしめ、かくして得たる競走に對する最適のコンディションを害ふことなく迅速に發馬せしむることが必要となる。

獨逸に於いて採用をみてゐる方法を先づ説かう。速歩競馬に在りては、馬見場に馬を牽き出すことは行はれない。一競走が済むと、當該競走に對する検量のすむだ馬は走路に現はれて、約十五分乃至二十分間にウオーミング・アップ即ち競走前の豫備運動を行ひ、十分に肢をならすのである。勝馬投票者は走路の短かき馬場に於いて十分に此の間に馬のコンディションを見定める。

發馬點集合は鐘の合図に依つて行はれる。獨、佛の速歩ハンデは二十米を單位とする。機械化したる發馬設備を設けたる競馬場に在つては、發馬點を起點として、その後方二十米毎に區画して、ゴムのテープを張つてゐる。距離ハンデイキャップは、勿論收得賞金に依つて定められてゐるが、賞金の計算を起算する基

準賞金の額が本邦に於ける如く、一定の金額でなく、各競走に依つて起算點が五、〇〇〇馬克であり八、〇〇〇馬克、六、〇〇〇馬克であることがあり、或ひは又一、五〇〇馬克である場合がある。基準賞金の額が此の如く異なると同時に之を超過する一定の賞金毎にハンディキャップが附される譯であるが、そのハンディキャップの単位となる賞金額も一定でない。例へば起算基準額五、〇〇〇馬克とすれば、ハンディキャップ計算の単位額は、之を超ゆる一一、〇〇〇馬克毎に、二十米の距離ハンディキャップを附すると云ふ如く規定する。起算基準額が、一、五〇〇馬克より八、〇〇〇馬克と云ふやうに高低があるので、相當に賞金を獲得したるものと雖も、比較的少なきハンディキャップにて出走する。又此の制度に在りては、自然集結施行の結果にもよるが、馬が起算基準額の異なるに従ひ各クラスに分類される傾向を生ずる。それ故に、相當に賞金を得たるものと雖も、比較的少なきハンディキャップにて出走する。一一、四〇〇米の競走を例にとると一〇〇米のハンディキャップが最高である。ハンディキャップ競走に於いても、一一、四〇〇米に在りて一〇〇米のハンディキャップ距離は最高であり、登録一八頭とすれば一頭あるかなきかである。通例一一〇米乃至四〇米であつて、八〇米となれば一頭位である。

出走馬は、かくの如く二十米の區画内よりスタートする。そのスタート方法も駐立でなく、その區画内で馬が廻轉してゐる。發馬係は鐘の合図に依つて十分に豫備運動を済ませて競走に對するベスト・コンディションとなつて發馬區画内に集合すると、時をおかず擴聲機によつて、用意はよいかと先づ號令する。



第四十五圖 伯林マリエンドルフの速歩競馬場 (2)

圖に示す電燈は夜間照明装置である。  
トラックの両側にみえる丈の低い白いポストは本文にある。間隔二十米の區割をなす爲のもの。

それから一、二、三の號令によつて、騎手は三の號令迄に馬を廻轉せしめつゝ、區畫に張られたテープの方向に馬を真直に進行せしめる。息詰まるやうな緊張した瞬間が来る。三!!! と號令が下れば、ゴムのテープが機械の設備によつて一端から一端へと素早く一齊に放たれる。ベスト・コンディイションとなり廻轉し、刻み肢で進行しつゝ肢を矯めて待機しつゝあつた各馬は、一齊に爆發するやうな *Blind spot* で進行を始める。夜間照明の設備完全なる一、二〇〇米の走路で明るい日光のやうな、照明の下に浮き出されるやうに八月の薄明の漂ふ宵空を背景にして走り出す馬の姿は美しい。

此の發馬方法は一、二、三の號令ある迄に騎手をして待機の姿勢を先づ廻轉しつゝ馬にとらしめる。廻轉、待機中に、發馬に對する責任を騎手の自由なる手腕に委ねる。騎手は平素調教中に於いても、廻轉よりスタートする方向に向けると徐々に肢を矯めつゝ行進せしめ、一鞭によつてスタートする訓練を與へる。スタートの方法としては馬に無理を與へない。

又平地競走に於いて駐立スタートの難ぜらるゝ點は主として次のことに在る。曰く、馬をしてその注意をスタートに集中せしむることを得ない。馬は駐立に在りては、絶えずもち／＼して落付きがない。はみを口でうごかしたり、隣りにならむでゐる僚馬の方を向いてみたり、ちつとしてゐるす横の方に動いたりする。若し馬が駐立でなく動いてゐてよいとすれば、ジャンプしてスタートすることに注意を集中させるのは難事でない、と。

駐立よりするスタートに對する根本的な非難は、駐立よりジャンプして飛び出すのは競走馬の四肢特に膝關節に驚くべき激動を與へる。特に明け三、四歳の若馬にはさうだと。

又曰く、駐立に在りては、發馬がおくれると温順にスタート・ラインに靜止してゐる馬の四肢は騎手と馬體自身の重量の爲に疲勞して來る。ウォーミング・アップによつて適當の溫度を持ち柔軟になつて來た筋肉は冷たくなり硬くなる。落ちつきなく動いてゐた馬の爲にスタートをさらはれる、と。

わたくしは、此處で平地競馬のスタートを論ぜむとするものでない。これは篇を改めて論する題目である。スタートよりペースを發揮せしめてたるみなき緊張せる競走を施行するには、特に速歩競馬に在りては、スピードのおそく駐立よりするジャムブ・オツフ・スタート *Juamp off* に比すると、馬に對する負擔は極くすくないが、そのウォーミング・アップより時を移さず前述したる方法により發馬せしむることは考慮に値ひするものと云ひ得やう。運動生理の側より云ふも根據がない譯でない。又競走に暗影なからしむる唯一の根本的方法とされる所以である。

此の章を結ぶに當たりわたくしは速歩馬の育成、調教について一言附加して置きたい。フランスの速歩馬の所見については既に之を述べた。獨逸の速歩馬を構成する大部分のものはアメリカン・トロツターである。速歩競馬統制機關より發行する血統登録書第一巻を繙けばサラブレッドのものもあり、フランス系統のトロツターもある。アメリカン・トロツターもある。が現代のトロツターは前述したる如くアメリカ

ン・トロツターが大部分である。半血馬のトロツターの血液を有せざるものより區別する爲に、純血トロツター *Vollbluttraber* と呼むでゐるが、しかく嚴格なる意味で定義づけられてゐるものでない。トロツターの血を混じない半血馬のみを以てする速歩競走を温血種蕃殖並試験同盟の手で行つてゐるが、之は重要な意義を持つものでない。出走馬は、むしろ、サラブレッドの血量の多い貴種半血、サラブレッドに近いものである。輕種に對するひとつの販路と看做してゐるものゝ如くで、同盟としては一面に於いて財源獲得の手段とも考へてゐるやうである。

トロツターについては、既にグラディツの種馬牧場に種牡馬が繫養せられ、一時、馬政局としてトロツター蕃殖の獎勵に一步を進めたるかの觀があつた。馬政局長官の談に依れば、獎勵については多少の疑問を持つものゝ如くであるが、四肢が強健で、テムペラメントのよい馬であることは確實である。實役に使用しても結果のよい馬であるからと云つてゐる。只、政府當局者としては、繫駕による速度を偏重するに傾き易い特殊の速歩馬と云ふものを特に政府として獎勵する必要がありや、半血馬の能力試験 *Tunier* の基準として、體型、駆歩、常歩、障礙飛越の三性能を要求してゐる點から論議の餘地があるとみてゐるやうである。

獨逸速歩競馬の施行の結果速歩馬の需要は相當にある。競馬一日十競走を通じ、出走頭數は普通十五六頭であり、十頭を下ることは稀と云つてよい。前述したやうに、庶民スポーツの色彩が濃厚で、一日二回

はアマチュア馴手の競走である。古來輕車を馴することは、ヨーロッパを通じて商業上、實務上、娛樂用として一般に親しまれることであり、速歩競馬が低廉の費用で施行されることから、一般人の多く之に赴くも故なしとするのである。

アマチュア馴手の多くは同時に生産者でもある。サラブレットを蕃殖する副業として之を行ふ者もある。統制機關の構成者はかかる人々が多い。ナチスの政權下に移つてより滯獨中の所見に依れば、ギルド化の色彩が濃厚を加へつゝある。競馬に於いても、此の影響が及びつつあるのではないかと思はれる。トロツターの生産は、アメリカよりの輸入蕃殖素材を基礎としてゐる。その理由は大體に於いて、ブロイセン地方の草がよくなく、氣候もアメリカと酷似する故に、アメリカン・トロツターの育成は成功してゐる。フランスの氣候の溫暖にして一年中放牧の可能地で育成されたフランスのトロツターは、獨逸での育成の結果は餘りよくないと云はれてゐる。

トロツターは一般的に云つてその成立の系統が示す如く、異種交配の繰返して生産せられたるものあり純血に近いものもあつて血種としてはサラブレット程に固定したるものでない。フランスに於いては純血の稱呼を之に與へてゐない。又登録方針より云ふも能力に依つて資格を與へてゐるに徴し明瞭であらう。之を競走馬として持久力あるものとするには、早期に於ける人工的營養と草原放牧に依る運動を十分に課する方針を必要とする。然らざれば、健康と持久力を與へることは至難だと云はれる。かくしてこそ調

教に堪へ得るからだがつくり上げられる。*Flying trot* に堪へ得る強い内臓機關と四肢は、かくして基礎が與へられる。速歩馬の調教の如きも十分に行はねばならぬ。競走の終了後泡だてる汗を流す如きは未だ以て十分なる調教を経たるものとは云へない。透明なる汗を流すに至る迄調教する要がある。



昭和十年十二月五日印刷

昭和十年十二月十日發行

東京市小石川區林町七七番地

發行人 舟 橋 富

東京市京橋區京橋二丁目七番地

印刷者 山 口 英

東京市京橋區京橋二丁目七番地

印刷所 東 英

社 夫 三

東京市芝區新櫻田町二十二番地

發行所 社團 法人 帝國競馬協會



1939



786

終

